

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 94 号

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（昭和 49 年岩手県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ</u>、<u>第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ</u>及び第 63 条第 3 項第 5 号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ</u>、<u>第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ</u>及び第 63 条第 3 項第 6 号の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「政令」という。）第 19 条第 13 項、<u>第 20 条の 2 第 17 項</u>、<u>第 38 条の 4 第 27 項</u>及び第 38 条の 5 第 11 項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令第 19 条第 15 項、<u>第 20 条の 2 第 19 項</u>、<u>第 38 条の 4 第 29 項</u>及び第 38 条の 5 第 13 項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(優良住宅認定の申請)</p> <p>第 4 条 優良住宅認定を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ</u>又は<u>第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ</u>の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に当該工事が進ちよくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(優良住宅認定申請の手続の特例)</p> <p>第 4 条の 2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に<u>法第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ</u>又は<u>第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ</u>の規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号又は第 63 条第 3 項第 6 号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、<u>法第 31</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 優良宅地認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ハ</u>、<u>第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ハ</u>及び第 63 条第 3 項第 5 号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものである宅地の造成の認定をいう。</p> <p>(2) 優良住宅認定 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号、<u>第 31 条の 2 第 2 項第 16 号ニ</u>、<u>第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ</u>及び第 63 条第 3 項第 6 号の規定による優良な住宅の供給に寄与するものである住宅の新築の認定をいう。</p> <p>(3) 優良宅地認定基準 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「政令」という。）第 19 条第 13 項、<u>第 20 条の 2 第 19 項</u>、<u>第 38 条の 4 第 28 項</u>及び第 38 条の 5 第 11 項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(4) 優良住宅認定基準 政令第 19 条第 15 項、<u>第 20 条の 2 第 21 項</u>、<u>第 38 条の 4 第 30 項</u>及び第 38 条の 5 第 13 項の国土交通大臣の定める基準をいう。</p> <p>(優良住宅認定の申請)</p> <p>第 4 条 優良住宅認定を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第 31 条の 2 第 2 項第 16 号ニ</u>又は<u>第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ</u>の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に当該工事が進ちよくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(優良住宅認定申請の手続の特例)</p> <p>第 4 条の 2 住宅の新築の工事着手後で、当該工事完了前に<u>法第 31 条の 2 第 2 項第 16 号ニ</u>又は<u>第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ</u>の規定による認定を受けた者で、当該工事完了後に法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号又は第 63 条第 3 項第 6 号の規定による認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、<u>法第 31</u></p>

条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

(承継)

第11条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該宅地の造成区域に係る土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハの規定による認定にあつては、当該各号に規定する個人又は法人に限る。）は、第9条第1項の規定による優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に限り、知事に届け出て、優良宅地認定に基づく地位を承継することができる。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定（法第31条の2第2項第14号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮尺
[略]		
検査済証又はその写し	建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証又はその写し (同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限	

条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定による認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

(承継)

第11条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該宅地の造成区域に係る土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第15号ハ又は第62条の3第4項第15号ハの規定による認定にあつては、当該各号に規定する個人又は法人に限る。）は、第9条第1項の規定による優良宅地証明書の交付の申請をするまでの間に限り、知事に届け出て、優良宅地認定に基づく地位を承継することができる。

2 [略]

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第12条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について優良宅地認定（法第31条の2第2項第15号ハの規定によるものを除く。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、第3条第1項の規定にかかわらず、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別表第2（第4条関係）

書類の種類	明示すべき事項等	縮尺
[略]		
検査済証又はその写し	建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証又はその写し (同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限	

	<p>る。ただし、法第 31条の2第2項第 15号ニ又は第62条 の3第4項第15号 ニの規定による認 定の申請を住宅の 新築の工事完了前 に行う場合を除 く。)</p>			<p>る。ただし、法第 31条の2第2項第 16号ニ又は第62条 の3第4項第16号 ニの規定による認 定の申請を住宅の 新築の工事完了前 に行う場合を除 く。)</p>	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

様式第3号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

様式第4号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

様式第5号中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

様式第6号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

様式第10号中「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の租税特別措置法の規定による優良な宅地の造成等の認定に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第1号、様式第3号及び様式第6号は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第4号、様式第5号、様式第10号は、施行日以後に交付する認定書等について適用し、同日前に交付した認定書等については、なお従前の例による。